## 議案第 42 号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専 決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを本会議に報告して承認を求める。

平成24年4月27日

三朝町長 吉 田 秀 光

## 専決第7号

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成24年4月16日

三朝町長 吉 田 秀 光

- 三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 三朝町国民健康保険税条例 (昭和 45 年三朝町条例第 19 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
附則	附則
1~15 略	1~15 略
(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷	
地に係る譲渡期限の延長の特例)	
16 世帯主又はその世帯に属する国民健康	
保険の被保険者若しくは特定同一世帯所	
属者が法附則第 44 条の2第3項の規定	
の適用を受ける場合における附則第4項	
<u>(附則第5項において準用する場合を含</u>	
む。)の規定の適用については、附則第4	
項中「第36条」とあるのは「第36条(東	
日本大震災の被災者等に係る国税関係法	
律の臨時特例に関する法律(平成23年法	
律第29号)第11条の6第1項の規定に	
より適用される場合を含む。)」と、「同法」	
とあるのは「租税特別措置法」とする。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、交付の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度 分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、 なお従前の例による。